

## 別表六（二十三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の12の4第2項若しくは第3項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和5年改正前の措置法第42条の12の4第3項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において措置法第42条の12の4第3項の規定の適用を受けようとする場合を含みます。）に記載します。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。
- 3 「同上のうち特定中小企業者等に係る額11」の欄は、措置法第42条の12の4第1項に規定する中小企業者等のうち措置法令第27条の12の4第3項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）に規定する法人以外の法人が措置法第42条の12の4第1項に規定する指定事業の用に供した同項に規定する特定経営力向上設備等の取得価額の合計額を記載します。
- 4 「翌期繰越額26」の各欄の外書には、別表六(六)「8」又は別表六(六)付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。